



平成30年10月31日

環境政策課

(内2347)

平成29年度ダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、廃棄物焼却炉やパルプ製造業に係る塩素漂白施設等の設置者は、毎年1回以上、排出ガス、排出水等のダイオキシン類による汚染の状況を測定し、その結果を知事に報告することが義務付けられています。

今回、平成29年度分の測定結果を、次のとおり取りまとめました。

1 大気関係特定施設

(1) 大気関係特定施設については、測定対象である139施設のうち、129施設について設置者から報告があり、その排出ガス中の濃度は、0～17ng-TEQ/m³Nの範囲（平均0.74 ng-TEQ/m³N）でした。

なお、未報告である10施設（10事業場）に対しては、引き続き、巡回指導や文書指導により測定の実施を指導して参ります。

対象施設	報告施設	排出ガス濃度(ng-TEQ/m ³ N)		排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	基準超過 施設	未報告 施設
		最小～最大	平均			
139	129	0～17	0.75	0.1～10	1	10

平成30年2月に基準超過が判明した（有）伊予開発については、超過判明後、県が改善指導し、対策完了後に事業者が再測定した結果、基準を満足し改善の完了を確認しました。

（※ 7.9ng-TEQ/m³N [排出基準：10ng-TEQ/m³N]

(2) 大気関係特定施設のうち廃棄物焼却炉については、設置者は、法で測定が義務付けられているばいじん及び焼却灰のダイオキシン類濃度（延べ162検体）を測定しており、測定結果は以下のとおりで、過去の測定結果と比較して異常なものはありませんでした。

項目	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/g)	
		最小～最大	平均
ばいじん	65	0 ～ 6.5	0.50
焼却灰	97	0 ～ 1.3	0.039

2 水質関係特定事業場

水質関係特定事業場の排水水については、紙パルプ製造業や化学工場等9事業場から報告があり、その排水水中ダイオキシン類濃度の測定結果は次のとおり、排出基準の超過はありませんでした。

測定対象事業場数	測定事業場数	排水水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排出基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過事業場
		最小～最大	平均		
9	9	0.000090 ～ 0.045	0.0060	10	0

(参考) 過去の測定結果は、次のとおりです。

〈排ガス〉

年度	施設数	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m ³)		排出基準 (ng-TEQ/m ³)	基準超過施設
		最小～最大	平均		
H15～H28	127～171	0 ～ 15	0.83	1～10	5施設
H12～H14	182～294	0 ～ 77	3.9	1～80	無

〈ばいじん〉

年度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/m ³)	
		最小～最大	平均
H15～H28	62～97	0 ～ 34	0.96
H12～H14	86～130	0 ～ 130	2.4

〈焼却灰〉

年度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/m ³)	
		最小～最大	平均
H15～H28	98～152	0 ～ 3.0	0.091
H12～H14	144～255	0 ～ 49	0.31

〈排水水〉

年度	事業場数	排水水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排出基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過事業場
		最小～最大	平均		
H15～H28	9～11	0 ～ 8.8	0.22	10	無
H12～H14	9～11	0.000080～1.1	0.23	10～50	無